

資料提供 滋賀労働局

平成27年10月22日 (木)

高年齢雇用確保措置を実施している県内企業は 2年連続上昇し、98.4%

~平成27年「高年齢者雇用状況報告」滋賀県内集計結果~

滋賀労働局(局長 辻 知之)は「高年齢者の雇用状況」(平成27年6月1日現在)の県内集計結果をとりまとめましたので、公表します。

【集計結果のポイント】(常時雇用する労働者数が31人以上規模の1,273社の集計)

- 1. 法が義務付ける高年齢者の雇用確保措置(*1)を講じている企業は98.4%(1,253 社)と前年の96.9%を上回った(表1)。 <全国平均は99.2%> 中小企業では98.3%、大企業では100.0%の企業で雇用確保措置を導入している (*2)。
- 2. 定年後の継続雇用を希望する者全員が65歳以上まで働ける企業は、911社 (71.6%) (表 2)。 <全国平均は72.5%>
 - 前年と比べ27社増加、1.3ポイント上昇
 - ・ 中小企業では前年の843社に比べ、24社(2.8%)増加の867社
 - ・ 大企業では前年の41社に比べ、3社(7.3%)増加の44社
- 3. 今後の取組み 、 雇用確保未実施の企業20社を訪問等により、雇用確保措置の実施を指導する。

【参考】

- (*1) 「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」(平成25年4月1日改正)では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に①「定年の廃止」や②「定年の引上げ」③「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付けています。
- (*2) この集計では、常時雇用する労働者31~300人規模(1,184社)を「中小企業」、 301人以上規模(89社)を「大企業」としています。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31~300人	1,164	(1,134)	20	(38)	1,184	(1,172)
31~300人	98.3%	(96.8%)	1.7%	(3.2%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	89	(84)	0	(1)	89	(85)
	100.0%	(98.8%)	0.0%	(1.2%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,253	(1,218)	20	(39)	1,273	(1,257)
	98.4%	(96.9%)	1.6%	(3.1%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成26年6月1日現在の数値。

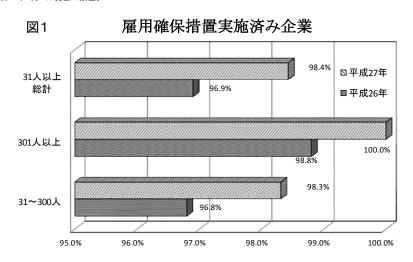


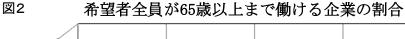
表2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

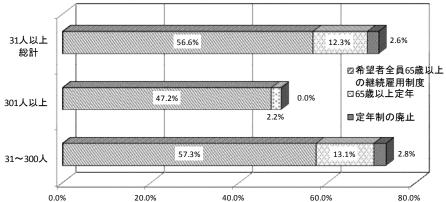
(社、%) 合計 ③ 希望者全員65歳以上 報告した全ての企業 1 (1+2+3)定年制の廃止 65歳以上定年 の継続雇用制度 33 155 679 867 (843) 1,184 (1,172) (33) (160)(650) 31~300人 (2.8%) (13.7%) (55.5%) (71.9%) (100.0%) 2.8% 13.1% 57.3% 73.2% 100.0% 89 0 (00) 2 (3) 42 (38) 44 (41) (85) 301人以上 0.0% (0.0%) 2.2% 47.2% (44.7%) 49.4% 100.0% (3.5%) (48.2%) (100.0%) 33 (33) 157 (163) 721 (688) 911 (884) 1,273 (1,257)31人以上 総計 2.6% (2.6%) 12.3% (13.0%) 56.6% (54.7%) 71.6% (70.3%) 100.0% (100.0%)

※()内は、平成26年6月1日現在の数値。

「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。





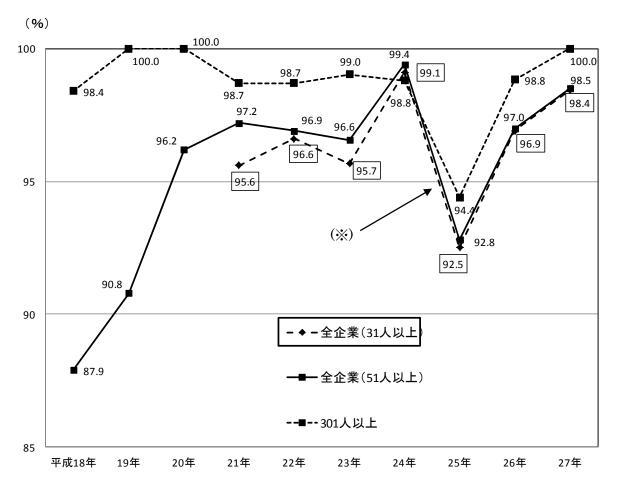
1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という)の実施済企業の割合は 98.4%(1,273社中1,253社、前年に比べ1.5ポイント上昇)、うち51人以上規模の企業で98.5%(869社中856社、前年に比べ1.5ポイント上昇)となっている。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、規模301人以上では100.0%(89社中89社、前年に比べ1.2ポイント上昇)、規模31~300人では、98.3%(1,184社中1,164社、前年に比べ1.5ポイントの上昇)となっている。(表1)

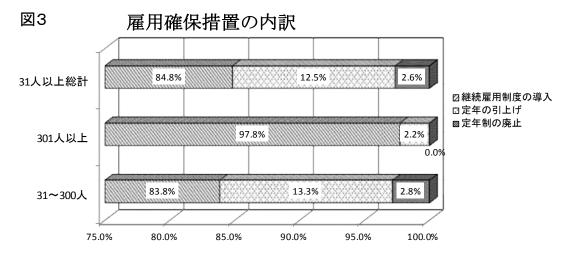


(※)平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない

(3)雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

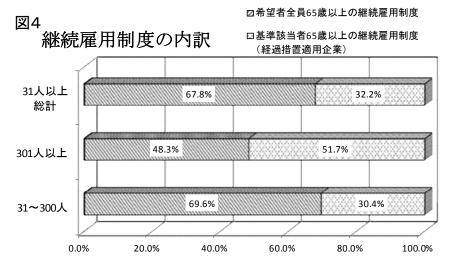
- ① 「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は2.6% (33社)
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は12.5% (157社)
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は84.8%(1,063社)となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(図3参照)



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,063社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は67.8% (721社)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は32.2%(342社)となっている。(図4参照)



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,063社)の継続雇用先について、自社のみである企業は95.2%(1,012社)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は4.8%(51社)となっている。

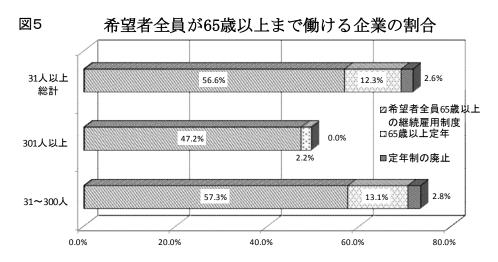
2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は911社(対前年比27社増加)、割合は71.6% (同1.3ポイント上昇)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では867社(同24社増加)、73.2%(同1.3ポイント上昇)、
- ② 大企業では44社(同3社増加)、49.4%(同1.2ポイント上昇)、 となっている。(図5参照)

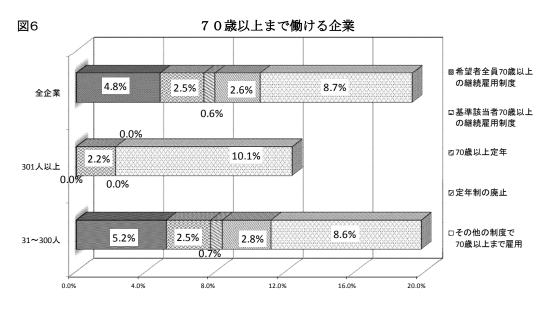


(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は、245社(対前年比27社の増加)、割合は19.2%(同1.9 ポイントの増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では234社 (同26社の増加)、19.8% (同2.1ポイントの上昇)、
- ② 大企業では11社(同1社の増加)、12.4%(同0.6ポイントの上昇) となっている。(図6参照)

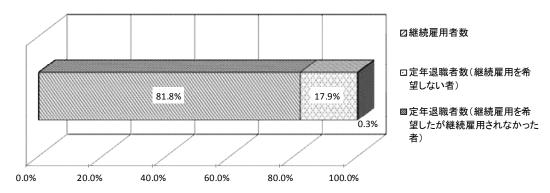


3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成26年6月1日~平成27年5月31日)の60歳定年企業における定年 到達者(1,774人)のうち、継続雇用された者は1,452人(81.8%)(うち子会社・ 関連会社等での継続雇用者は53人)、継続雇用を希望しない定年退職者は317人(1 7.9%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は5人(0.3%)となって いる。(図7参照)

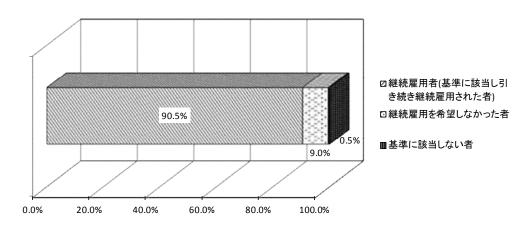




(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成 26 年6月1日~平成 27 年5月 31 日の間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61 歳)に到達した者(433 人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 392 人(90.5%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は 39 人(9.0%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 2 人(0.5%)となっている。(図8参照)

図8 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況



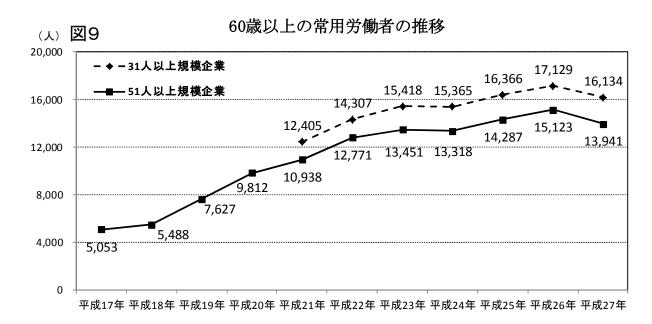
4 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31 人以上規模企業における常用労働者数 156,857 人のうち、60 歳以上の常用労働者数 は 16,134 人で 10.3%を占めている。(図9参照)年齢階級別に見ると、60~64 歳が 10,177 人、65~69 歳が 4,551 人、70 歳以上が 1,406 人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は 13,941 人であり、雇用確保措置の義務化前(平成 17 年)と比較すると 8,888 人増加している。 31 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は 16,134 人であり、平成 21 年と比較すると、3,729 人増加している。 (図9参照)



5 今後の取組

滋賀労働局では、この集計結果を踏まえ、高年齢者の雇用の安定等に関する法律を企業に 遵守いただくため、次の取組を進めてまいります。

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)20社に対して、滋賀労働局、 ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図ります。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の 65 歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向け、65 歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組みます。